

公益財団法人京都府国際センター「災害時外国人サポーター」登録・活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府内や近畿圏内で地震や台風等により大規模な災害が発生したときに、災害に関する情報を外国人被災者へ伝えるため、外国語への翻訳や「やさしい日本語」への変換を行うボランティア活動に従事する災害時外国人サポーター（以下サポーターという。）の登録、活動などに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 サポーターとして登録する者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 京都府内及び近畿府県で大規模な災害が発生した場合に行う外国人支援のためのボランティア活動に対し、理解と意欲のある者
- (2) 公益財団法人京都府国際センター（以下センターという。）及びセンターと協定を結ぶ近畿地域府県・政令市国際化協会が実施する研修や訓練に参加できる者
- (3) パソコンを所有し、ワードの使用が可能であり、かつEメールによる連絡が可能な者

(登録)

第3条 サポーターとして登録しようとする者は、「災害時外国人サポーター」登録申込書（以下申込書という。）によりセンターへ申し込むものとする。

2 前項の規定による登録の申込みがあった場合、センターは申込書の記載事項を確認した上で、「災害時外国人サポーター」として登録し、申込者に対し登録した旨を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第4条 サポーターは申込書の記載事項に変更があったとき、または登録を取り消そうとするときは、すみやかにその旨をセンターに届け出るものとする。

(登録の把握と研修の実施)

第5条 センターは、毎年1回以上、サポーターの状況を把握するとともに、サポーターを

対象とした研修や訓練を実施し、サポーターに参加を促すものとする。

(サポーターへの協力要請)

第6条 センターは、大規模災害が発生した場合、近畿地域国際化協会連絡協議会や関係機関・関係団体からの要請に応じ、サポーターに対して協力要請を行う。

(活動内容)

第7条 サポーターは、前条の要請に基づき、外国語への翻訳又は「やさしい日本語」への変換を行うボランティア活動に従事するものとする。

- 2 活動は、在宅を基本とする。ただし、必要によりセンターが指定する場所でのボランティア活動を要請することがある。

(報酬等)

第8条 サポーターは、そのボランティア活動に対する報酬等をセンターまたは協力要請元に対して請求することはできない。

- 2 費用弁償については、別に定める。

(保険等)

第9条 サポーターが第7条第2項ただし書に基づき、自宅外でボランティア活動に従事する場合は、センターにおいてボランティア活動保険に加入する。その手続き並びに保険料の負担はセンターが行う。

- 2 ボランティア活動中の事故等について、センターは一切責任を負わない。

(個人情報)

第10条 サポーターの登録に関する個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。